

平成22年

# 上砂川町議会会議録

第1回 臨時会

上砂川町議会

## 平成22年上砂川町議会（第1回臨時会）会議録目次

（1月15日）

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
新年のあいさつ	3
議案第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について（原案可決）	5
議案第 2号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について（原案可決）	9
議案第 3号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について（原案可決）	10
閉会の宣告	11
出席議員	12
説明のため出席した者	13
事務局職員出席者	13

平成 22 年

## 上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 15 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午前 10 時 38 分 閉 会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
1 月 15 日 1 日間
- 第 3 議案第 1 号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について
- 第 4 議案第 2 号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について
- 第 5 議案第 3 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

### ○会議録署名議員

4 番	数	馬	尚
5 番	高	橋	成 和

### ◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ご承知のとおり、川上議員が雪のためにちょっと出てこれないということで若干おくれるということでございます。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 22 年第 1 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、4 番、数馬議員、5 番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

### ◎新年のあいさつ

○議長（堀内哲夫） ここで、平成 22 年を迎え初めての議会でございますので、町長、教育委員長からごあいさつをいただきたいと思っております。初めに、町長。

○町長（加賀谷政清） 平成 22 年の新年を迎えての初議会でありますので、改めまして皆さん、明けましておめでとうございます。ことしもどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

昨年は、世界的金融危機や世界同時不況の影響を受けまして、日本経済は景気低迷が続き、さらに深刻化するデフレ、円高により景気はますます悪化し、雇用を初め私たちの住民生活にも大きな

影響を与えて、極めて不安定な社会経済状況にあり、また国政では8月の総選挙におきまして民主党が圧勝して歴史的な政権交代が行われるなど、社会が大きく揺れ動いた年であったと思います。

こうした状況の中にあきまして、本町におきましては近隣市町との合併協議が解散したことから、単独での行政運営を進める視点に立って引き続いて財政問題を初め人口減少や少子化対策、地域振興対策など自立できる町づくりにおきまして町政を執行してきたところであります。特に本町の大きな課題でもあります財政問題につきましては、町民や議会、職員の協力をいただき、早くから徹底した行財政改革を実施したことによりまして一定の財政収支の改善が図られ、地方財政健全化法の財政破綻4指標につきましても国の基準を下回ることができ、さらに基金にも積み立てすることができました。また、地域経済の振興や活性化を図るために地域再生に向けた多くの事業を実施し、さらに学校の耐震化と中学校の大規模改修については事業費を3億7,000万ほど見込んでいるところでありますが、国の事業内示もありまして、また財源の見通しが立ちましたので、2月上旬には臨時会を招集し、補正予算を計上して、年度内に工事を発注することで現在手続を進めているところであります。このように大変厳しい経済環境でありましたが、地域再生に向け多くの活性化事業を実施することができました。これによりまして、財政健全化問題も含めてこれからの自立に向けた町づくりに一定の道筋や展望を開くことができたものと思っていますところであります。

ただ、本町は発展基金の一括返済問題で町づくり計画を一時休止して、財政再建を最優先に行政運営を進めてきたところでありますが、これからは単独で自立できる行政運営を進める上で本町の将来展望とビジョンを示す新しい町づくり計画の策定が急務であると思っていますところであります。特に昨年政権交代が行われまして、国の仕組みも大きく変わるものと思いますが、新政権では

地域主権を大きな柱に据えており、地域のことは地域みずから考え、地域みずから判断して、そして地域みずから責任を持って町づくりを進めるとしていますので、本町もこうした国の変化に対応できるしっかりとした町づくりを進めていかなければならないと思っていますところであります。そうした意味で、本年は自立に向けた上砂川町の新しい町づくりの第一歩を踏み出す重要な年であると思っていますところであります。

また、ことしは私の任期もこの4月で満了となりますが、町長就任以来議員の皆さん方には公私にわたり大変お世話になり、またご協力を賜りました。これまでの皆さん方のご支援とご協力に対しまして心から感謝申し上げたいと思っていますところであります。残された期間、上砂川のため、町民のために頑張ってまいりますので、議員各位のご協力を心からお願いを申し上げまして、年頭に当たってのごあいさつといたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、教育委員長。

○教育委員長（栗原順道） 平成22年の初議会に当たりまして、教育委員会を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、新春を穏やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、将来を担う子供たちが夢と希望に胸を膨らませ、個性豊かでたくましく育ってくれることを願うことは、教育に携わる者はもちろんのこと社会全体の役割であると思います。そのような中で、厳しい財政の中、平成22年度は小中学校耐震化工事、中学校の大規模改修工事実施などが平成22年度にとり行われる予定となっています。子供たちが安心してよりよい環境の中で勉強に集中できるものと、そのように思います。子供たちが生き生きと元気で頑張る姿は、社会に明るさと感動をもたらす、希望に満ちた未来を予感させるものです。希望の輝きを鈍らせることのないように今年度1年取り組んでまいりたいと思います。どう

か本年も引き続きご支援を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

改めまして、明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様におかれましては、平成22年の輝かしい新春をご家族ともどもご健勝でお迎えになられましたことと心からお喜びを申し上げます。昨年を振り返りますと、国内外ともにいろいろな出来事がございました。政権交代やデフレ状態による景気の悪化、さらには新型インフルエンザ問題等々、上砂川町におきましては上砂川110年、開町60年の節目に年でもあり、多彩なイベントが数多く実施されたところであり、一連の事業による一定の成果が得られたものと確信しております。町議会におきましては、この1年間円滑な議会運営のために皆様方には大変ご協力を賜り、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。本年は、あすの上砂川の新たな基礎づくりのスタート年と位置づける明るい町づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えますので、議会運営に当たり昨年同様よろしくご協力くださるようお願いを申し上げます。

今後も本町の財政運営を左右する地方交付税の削減によっては、厳しい行財政運営を強いられることも懸念されます。当町の新年度予算につきましては、現在編成中とは思いますが、人口減や少子高齢化問題、さらには新しい産業の構築等の課題を抱えるなど町財政を取り巻く環境は大変厳しいものと予想されます。町理事者におかれましては、地方自治の本旨であります最少の経費で最大の行政効果を上げるように最善を尽くしていただきたくお願いをする次第であります。もちろん私も議会におきましても、当町の財政の危機的状況は十分承知しておりますが、町民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、この難局を乗り越え、明るく住みよい町づくりを目指し、皆さんとともに町政に全力を尽くしてまいりたいと考え

ております。

結びになりますが、議員の皆さん、そして理事者の皆さんの今後ますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、初議会に当たりましてのごあいさつといたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

以上であいさつが終わりましたので、これからは議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

### ◎議案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

地方自治法第284条第3項の規定により、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町とごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置するものとする。

提案理由といたしましては、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町で組織する砂川地区保健衛生組合の可燃ごみの焼却処理を委託している株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することから、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため、本町を含む中・北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合を設置しようとするものであります。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第1号について内容の説明をいたします。

本議案につきましては、昨年12月16日の第4回定例会の議員全員協議会で経過等について説明させていただきましたが、株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することに伴い、可燃ごみを処理すべくごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を中・北空知地域5市9町が共同で処理する広域連合を設置するため規約を定めるものであります。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。規約の主な内容でございます。第1条は、広域連合の名称を中・北空知廃棄物処理広域連合とするものであります。

第2条は、広域連合を組織する5市9町の自治体名でございます。

第4条は、広域連合の処理する事務でございます。

第5条でございますが、広域連合の作成する広域計画の項目として、広域連合、関係市町、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合に、さらに妹背牛町を事務局として深川市を除く4町で構成いたします不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理する北空知衛生施設組合を含めた連絡調整事項を記載すると定めるものでございます。

第6条につきましては、広域連合の事務所を歌志内市本町の現在閉鎖しておりますが、観光館とするというものでございます。

第7条は、広域連合の議会の組織で、議員定数を18人と定めるものであり、第8条で議員は各市町の議会議員から選挙し、各市町から原則1人、ただし人口とごみ量に応じて滝川市は3人、砂川市と深川市は各2人とするものであります。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長の定めで、議長及び副議長を各1名選挙し、任期は

広域連合議員の任期とするものであります。

第11条は、広域連合の執行機関の組織について、広域連合長1人を置き、副広域連合長は13人とし、連合長以外の各市町長が当たるとするものであります。あわせまして会計管理者を1人置くという定めてございます。

第14条は、補助職員の定めであります。

第15条につきましては、選挙管理委員会の定めで、委員は4人とし、任期は4年とするものであります。

第16条は、監査委員の定めで、委員を2人とし、識見を有する者1人と議員から1人選任するものであり、任期は識見を有する者は4年、議員は広域連合議員の任期によるものとするところがございます。

第17条は、第1項で広域連合の経費は関係市町の負担金ほか国・道支出金、手数料、地方債、その他の収入をもって充てるということでございまして、第2項は各市町の負担額でございます。その負担の割合につきましては、第1号で施設の建設費、これは交際費を含むものでございますが、均等割10%、固定ごみ量割90%といたしまして、均等割の算定基礎は関係市町の数によるものとするところございまして、固定ごみ量割につきましては関係市町ごとの平成18年度から平成20年度までの3カ年平均のごみ量によるものとなります。第2号は、維持管理費でありまして、ごみ量割100%として、ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの当該予算の属する年度の前々年度までの過去3カ年平均のごみ量と定めるものであります。

なお、今後は本議案議決後、北海道知事の認可を受け、本年2月に広域連合が設立された後、2月17日までには再び臨時会を開催していただきまして、広域連合議会議員の選出と連合にかかわる2月分と3月分の補正予算の議決をお願いしたいというふうに思うところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。中・

北空知廃棄物処理広域連合規約。

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、中・北空知廃棄物処理広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。)には、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を円滑に進めるために、当該事務に関する事項並びに広域連合、関係市町、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合が連絡調整すべき事項を記載するものとする。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、歌志内市字本町1027番地1に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、18人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 赤平市 1人

(2) 滝川市 3人

(3) 砂川市 2人

(4) 歌志内市 1人

(5) 深川市 2人

(6) 奈井江町 1人

(7) 上砂川町 1人

(8) 浦臼町 1人

(9) 新十津川町 1人

(10) 妹背牛町 1人

(11) 秩父別町 1人

(12) 雨竜町 1人

(13) 北竜町 1人

(14) 沼田町 1人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長1人、副広域連合長13人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てる。

4 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が命ずる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者の中から広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 国及び北海道の支出金
- (3) 手数料
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、次のとおりとする。

(1) 施設の建設に要する経費(公債費を含む。)については、均等割10パーセント及び固定ごみ量割90パーセントとする。この場合において均等割の算定基礎は関係市町数によるものとし、固定ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの平成18年度から平成20年度までの3か年平均のごみ量によるものとする。

(2) 上記の経費を除くその他の経費については、ごみ量割とする。この場合において、ごみ量割の算定基礎は関係市町ごとの当該予算の属する年度の前々年度までの過去3か年平均のごみ量によるものとする。

(委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条に規定する事務のうち、ごみ焼却施設の設置以外の事務は、広域連合長が別に定める日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定



することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、議案第2号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第2号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合同規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町で組織する砂川地区保健衛生組合の可燃ごみの焼却処理を委託している株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散することから、本町を含む中・北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合がごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため、本規約を変更しようとするものであります。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第2号について内容の説明をいたします。

中・北空知地域5市9町で組織する中・北空知廃棄物処理広域連合がごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理するため砂川

地区保健衛生組合の事務処理が変わることから、規約の変更をしようとするものであります。

規約第4条第4項で組合の共同処理する事務については現行ごみ処理施設の建設及び維持管理に関することとなっておりますが、これをごみ処理施設の建設、維持管理（焼却処分を除く。）及びその他のごみ処理に関することに改めるものであります。焼却処分を除くとの文言の追加にありましては、可燃ごみの焼却処分は中・北空知廃棄物処理広域連合で処理されるためでありまして、またその他のごみ処理の文言の追加にありましては可燃ごみの運搬及び可燃ごみ以外のごみにも残渣が生じ、それらの処理をするためつけ加えるものであります。

それでは、本文にまいります。砂川地区保健衛生組合同規約の一部を変更する規約。

砂川地区保健衛生組合同規約（昭和43年地方第1518号指令）の一部を次のように変更する。

第4条第4項中「及び維持管理」を「、維持管理（焼却処分を除く。）及びその他ごみ処理」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 砂川地区保健衛生組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議案第3号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第3号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減することについて議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を廃止し、その区域をもって同郡湧別町が設置されたことに伴い、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を増減しようとするものであります。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により

まして議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてであります。平成21年の10月5日に上湧別町と湧別町の合併が行われ、その区域をもって新たに湧別町が設置されたことから組合を組織する市町村の数が180市町村から179市町村となり、関係市町の協議が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

1、組合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、組合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日、組合を組織する市町村の数の増減について地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成22年第1回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨
		1.15
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	斎 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 臨
		1.15
町 長	加賀谷 政 清	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○
老 人 保 健 施 設 長 町 立 診 療 所 事 務 長 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨
		1.15
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○